

柏市立柏第一小学校 P T A 規約

P T A (Parent Teacher Association) とは、児童の健全な成長と幸福を願う保護者と教職員が、協力してこれを実現するために活動を行う団体です。

柏市立柏第一小学校 P T A (以下「本会」といいます。) は、本校のすべての子どもたちによりよい教育環境を整えることを最重要の目的としています。教職員と保護者、また保護者同士が多様な価値観を尊重して互いを認め、子どもたちのために力を合わせて「できる人が、できる時に、できる事をする」をモットーに活動し、人と人との和を広げていく。その和が本校だけでなく、本会の諸先輩方、そして地域全体に広がったら素晴らしいことであり、本会の取り組みが、理想の実現に向けた一歩になればと思います。

これまで、本会はその加入や活動をあたかも義務であるとの印象を与えることもありました。本会は入退会のみならず、その活動への参加も任意であり、すなわち保護者の自由意思で入会して、子どもたちによりよい教育環境を整えるための自主的な活動をする団体です。このたび、本会の規約を改正して、この点を明確にするとともに、時代にあった、そして最重要の目的を実現するために本会の組織運営にかかる基本的な規則を定めるものです。

保護者の皆さまにはこの規約をお読みいただき、主旨をご理解いただきまして、自由な意思で本会にご参加いただきますことを願っております。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、柏市立柏第一小学校 P T A と称し、その本部を同校内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員の協力により、本校の子どもたちによりよい教育環境を整えること等を通じて、家庭と学校と地域における児童の幸福を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- 1) 児童の教育環境を良好にし、教育の充実に資する活動。
- 2) 本校に関係の深い地域と連携し、地域の教育が一層高まり、もって児童の幸福に資するような活動。
- 3) その他、会の目的に沿って、必要と認められる活動。

(方針)

第4条 本会は、社会教育法に則る民主的団体として、次の方針に沿って活動する。

- 1) 本会は、児童の教育と福祉のために活動し、他の団体とも協力する。
- 2) 本会は、会員の全体の意見に従って運営・活動し、金銭上の利益を求めず、特定の政党や宗教、思想に偏らない。
- 3) 本会の会員や役員は、本会の目的以外の団体や個人のいかなる事業等にも本会の名や役員の名を利用しない。
- 4) 本会は本校のために意見を交わし、教育を助け、学校の問題の解決に資する合理的な意見を述べるが、本校の人事や管理に不当な干渉はしない。
- 5) 本会は、自主独立の団体であり、他のいかなる団体または機関の不当な支配や干渉を受けない。
- 6) 本会は、本校に関係の深い地域と連携し、同地域における児童の幸福に資する社会教育の振興を助ける。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の正会員となることができる者は、次のとおりとする。

- 1) 本校に在籍する児童の保護者（児童の父母、またはこれに代わる者）。ただし、1家庭を1会員とする。
- 2) 本校の管理職を含む教員および職員。
- 2) 本会は、その趣旨に賛同し、本会の会長の承認を受けた者や団体を特別会員とすることができる。

(入会)

第6条 前条第1項の保護者は、所定の様式による会員登録用紙を提出し、本会の正会員となる。

- 2) 本会の目的や趣旨から、前条第1項に該当するすべての保護者および教職員の入会が望ましい。
- 3) 会員は退会后、再登録用紙を提出し、再入会することができる。
- 4) 入会は原則として本校への児童の入学時や年度の初めとする。ただし、転入時や本会の会長が承認したときはこの限りでない。

(退会)

第7条 前条第1項第1号の正会員は児童の転出または卒業、同項第2号の正会員は転出または退職と同時に自動的に退会となる。

- 2 本会の会員は、如何なる理由でも、所定の様式による退会届を提出して本会を自由に退会することができる。
- 3 前項の退会届を受領した本会の会長は、その退会の意思を尊重し、退会を認めなければならない。
- 4 退会手続きは速やかに処理し、退会者に不利益が生じないように、十分に配慮しなければならない。

(会費)

第8条 本会の正会員の会費は、1会員あたり月額300円とする。

- 2 納入済みの会費は、原則として返金しない。
- 3 本会は、PTA会費の減免に関するガイドラインに則り、特別な事情を有する会員に対し会費納付を減免することができる。

第3章 役員

(役員の数)

第9条 本会には次の役員をおく。

- 1) 会 長 1名 (保護者とする。)
 - 2) 副会長 4名以内 (すべて保護者とする。)
 - 3) 書 記 5名以内 (うち少なくとも1名は教職員とする。)
 - 4) 会 計 3名以内 (うち少なくとも1名は教職員とする。)
 - 5) 監 事 2名 (すべて保護者とする。)
 - 6) 学校長を特別顧問とする。
- 2 本会には、前項とは別に、必要に応じて事務局長や幹事、顧問等をおくことができる。

(役員の職務)

第10条 前条第1項の役員の職務は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、PTA実行委員会の議を経て所管業務を定めたときは、当該業務を分掌する。
- 3) 書記は、本会の事務を処理し、各会議を記録する。
- 4) 会計は、本会の会計規則に基づき会計処理を適切に担当し、各種帳簿に記録する。
- 5) 監事は、随時本会の会計を監査し、総会で報告する。

(役員を選出)

- 第11条 役員を選出における監事を除く役員候補者の選出手続きは、PTA実行委員会の所管とし、本会の正会員より立候補または推薦により行う。
- 2 会長は、監事候補者に限り、一般会員から指名する。
 - 3 総会に諮る役員候補者(ただし、監事を含む。)は、PTA実行委員会の承認を得て決定し、総会の同意を得て役員に就任する。

(役員任期)

- 第12条 役員任期はその選任されたときから翌年度の定期総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員により就任した役員任期は、その残任期間とする。

第4章 組織

(会議)

- 第13条 本会には、次の合議体をおく。
- 1) 総会： 本会の最高決議機関とする。
 - 2) PTA実行委員会： 本会の業務執行の最高決定機関とする。

(総会)

- 第14条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議する。
 - 1) 新年度の事業を含む運営計画案。
 - 2) 前年度の決算および新年度の予算案。
 - 3) 役員候補者に関する役員の就任同意。
 - 4) 本規約の改正案。
 - 5) その他、PTA実行委員会から上程された議案、または会員の3分の1以上の同意署名を以って上程された議案。
 - 3 臨時総会は、PTA実行委員会が必要と認めたとき、または本会の正会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。
 - 4 総会を招集するときは、日時、場所、議案を明らかにしたうえ書面またはこれに代わる電磁的方法により、会日の7日前までにその通知を発する。
 - 5 総会の議長は、本会の会長または会長の指名する者が務める。
 - 6 総会の議決権は正会員1名につき1個(保護者は1家庭で1個)とし、特別会員は議決権を有しない。

- 7 総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる正会員の3分の1以上の会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 8 本規約の改廃、または本会の解散に関する決議に限り、議決権を行使することができる正会員の過半数の会員が出席し、出席した当該会員の議決権の3分の2以上をもって行う。
- 9 第7項および第8項の出席は、委任状または議決権行使書の提出を以ってこれに代えることができる。

(PTA実行委員会)

第15条 PTA実行委員会は総会に次ぐ議決機関で、本会の業務執行の最高決定機関とし、概ね次の事項を審議する。

- 1) 総会に上程する議案。
 - 2) 補正予算の承認。
 - 3) 役員候補者の承認。
 - 4) 特別委員会の設置。
 - 5) 本規約に基づく会計規則、その他細則等の承認。
 - 6) その他、本会の運営や事業等の業務執行に関する事項。
- 2 PTA実行委員会は、監事を除く第9条第1項の役員をその構成員とする。なお、監事の出席を妨げない。
 - 3 PTA実行委員会は、少なくとも期中に3回以上開催することとし、開催に際しては日時、場所、議案を明らかにしたうえ書面またはこれに代わる電磁的方法により、会日の5日前までに招集通知を発する。
 - 4 PTA実行委員会の議長は、本会の会長が指名する。
 - 5 PTA実行委員会の議決権は構成員1名につき1個とする。
 - 6 PTA実行委員会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる構成員の過半数の構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって行う。
 - 7 前項の出席は、委任状や議決権行使書の提出によって代替できない。

(委員会、事業グループ、部会等)

第16条 本会には、総会またはPTA実行委員会の議を経て、本会の事業を行うために、委員会、事業グループ、部会等を設置することができる。

第5章 会計

(収支均衡への努力)

第17条 本会の経費、および事業支出は、会費および会員その他からの自発的寄附金等を以ってこれに充てる。

- 2 新年度の予算案、および補正予算案の策定に際しては、収支の均衡に留意する。

(特別会計)

第18条 本会は、一般会計とは別に、周年事業、教育環境改善備品購入積立金、財政調整基金等の特別会計を設けることができる。

- 2 前項により特別会計を設けたときは、一般会計同様、その決算および予算案について、総会の議を経なければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(暫定支出)

第20条 毎年4月1日から定期総会の日までの間の合理的支出は、当該定期総会による予算案の承認前でも、これを支弁することができる。

(補正予算)

第21条 本会は、必要に応じて、PTA実行委員会の議を経て、補正予算を組むことができる。

- 2 前項により補正予算が承認されたときは、遅滞なく会員に周知する。

(会計監査)

第22条 監事は、会計年度終了後、定期総会前までに本会の会計に関する期末監査を行い、総会に報告する。

- 2 監事は、前項とは別途に、随時本会の会計に関する監査を行うことができる。この場合、監査結果は原則としてPTA実行委員会に報告することとし、緊急の場合に限り本会の会長および副会長のうち2名以上に報告する。
- 3 前各号に際し、本会の役員が監事より会計に関する帳簿、本会の預金通帳、証憑書類等の提示を求められた場合、これを拒否してはならない。

(会計規則)

第23条 本会の会計について、前各条の他、詳細は別途会計規則に定める。

第6章 その他

(関係団体)

第24条 本会の関係団体として、オヤジの会、バレーボール部、おはなし隊、その他の団体等をおくことができる。

- 2 本会は、前項の関係団体に対する補助金を予算案に計上することができる。

(細則等)

第25条 本会の運営等に関して必要な細則等は、本規約に反しない限り、第15条第1項により、PTA実行委員会の議を経て、これを定めることができる。

- 2 前項により細則等を定めた場合、当該細則等に特段の定めがあるときを除き、遅くとも次の定期総会までに会員に対し周知しなければならない。

(本規約の改正)

第26条 本規約の改正は、その原案についてPTA実行委員会の議を経て総会に上程し、第14条第8項による総会の承認を得なければならない。

附 則

本規約は、昭和63年5月1日より実施する。

規約改正	平成 8年4月22日	(平成 8年5月 1日実施)
	平成15年4月21日	(平成15年5月 1日実施)
	平成17年4月22日	(平成17年5月 1日実施)
	平成20年4月21日	(平成20年5月 1日実施)
	平成23年4月18日	(平成23年4月18日実施)
	平成24年4月16日	(平成24年4月16日実施)
	平成25年4月22日	(平成25年4月22日実施)
	平成27年4月20日	(平成27年4月20日実施)
	平成28年4月19日	(平成28年4月19日実施)
	平成29年4月24日	(平成29年4月24日実施)
	令和 2年6月19日	(令和 2年6月19日実施)